

社会福祉法人 若美さくら会

指定短期入所生活介護 (ショートステイ)

利 用 契 約 書

利用者	_____
事業者	社会福祉法人若美さくら会 理事長 大淵 金広

利用者が指定短期入所生活介護事業所ショートステイ「和幸苑」(以下「事業所」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、当施設から提供される短期入所生活介護サービスを受け、代理人または利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結します。[利用者及び代理人(以下「契約者」という。)]

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用されるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から要支援認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の更新の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約満了日の2日前までに利用者又は契約者から当施設に対して書面により契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

(短期入所生活介護計画の決定・変更)

- 第3条 当施設は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 当施設は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、当施設は契約者に対し、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 当施設は、短期入所生活介護計画について、契約者に対して説明し、書面による同意を得たうえで交付するものとします。
- 4 当施設は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更があると認められた場合には、契約者と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 当施設は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、その内容を契約者に対して説明し同意を得て計画書を交付します。

(介護保険給付対象サービス)

- 第4条 当施設は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

- 第5条 当施設は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- (1) 食事の提供
 - (2) 居住の提供
 - (3) 特別な食事の提供
 - (4) 利用者に対する理美容サービス
 - (5) 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理
 - (6) 当施設が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクレーション行事
 - (7) 当施設が提供する以外の物品或いは食品等
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。
- 3 第1項の費用の額は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に記載した通りです。
- 4 当施設は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

(利用者等への説明)

- 第6条 当施設は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の説明を利用者に対しても行うように努めるものとする。
- 2 契約者は、本契約に基づいて当施設から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

(契約期間と利用時間)

第7条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、当施設が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

(運営規程の遵守)

第8条 当施設は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとし、

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、当施設、契約者ともに遵守するものとし、当施設がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明するものとし、
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第9条 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常はサービス利用料金の1割）を当施設に支払うものとし、

ただし、利用者が保険料の滞納や、いまだに要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払い、後日保険者から介護保険給付分（自己負担分を除く金額）の支払いを受ける手続きが必要になります（償還払い）

- 2 第5条に定めるサービスについて契約者は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を当施設に支払うものとし、
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食費、居住費と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を当施設に支払うものとし、
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとし、

(利用の中止・変更・追加)

第10条 契約者は、第7条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに当施設に申し出るものとし、

- 2 当施設は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、

事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間を契約者に提示して協議するものとします。

- 3 契約者は、第7条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第15条第3項（原状回復の義務）その他の条件に基づく義務を当施設者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、当施設は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

- 第11条 第9条第1項に定めるサービス利用料金及び第3項に定める食費、居住費、その他の諸費用について、当施設は当該サービスの利用料金を利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
 - 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当施設は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
 - 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に文書により説明し、同意を得ます。
 - 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービスの従業者の義務)

- 第12条 当施設及びサービス職員は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 当施設は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 当施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

- 4 当施設及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 当施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 当施設は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 7 当施設は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものと綿密な連携に努めます。
- 8 当施設は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者へ連絡調整の援助をします。
- 9 利用者から請求があったときは、代理人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(守秘義務)

- 第13条 当施設及びサービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約者等に関する個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 当施設は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等へ利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 前2項、3項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

(身体拘束の禁止)

- 第14条 当施設はサービス提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、その限りではありません。身体拘束等の行為を行わなければならない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分説明し、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第4章 利用者、契約者及び連帯保証人の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第15条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められた場合には、当施設及びサービス従事者が利用者の居室内に立入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合、当施設は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、利用者が施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と当施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

- 第16条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることはできません。
- (1) 決められた場所以外での喫煙
 - (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
 - (3) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はそれらを持ち出すこと
 - (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(身元引受人)

- 第17条 代理人は、この契約に定める責務を履行するため、身元引受人1名を定めるものとします。
- 2 代理人は、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに当施設に通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。
- 3 当施設は、代理人において前条に規定する身元引受人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、身元引受人を立てないことができるものとします。

(連帯保証人)

- 第18条 代理人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。
- 2 前項の連帯保証人は、この契約に基づく一切の債務について、利用者と連携して又は利用者に代わって履行の責を負うものとします。
- 3 前項の連帯保証人の負担は、極度額を限度とします。
- 4 契約者は、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに当施設に通知し、新たに連帯保証人を立てるものとします。

5 当施設は、契約者において前条に規定する連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、連帯保証人を立てないことができるものとします。

6 当施設は、契約者において前条に規定する連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、連帯保証人を立てないことができるものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第19条 当施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合に、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 当施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

（損害賠償がなされない場合）

第20条 当施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因し損害が発生した場合。
- (4) 契約者及び利用者が、当施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第21条 当施設は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、当施設は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第22条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - (3) 当施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - (6) 利用者の所在が、3週間以上不明になったとき。
 - (7) 第22条から第24条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、契約を解除又は終了する場合には、当施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(契約者からの中途解約等)

第23条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに当施設に通知するものとします。

- 2 契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができる。
- (1) 第8条第3項、第11条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第24条 契約者は、当施設もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- (2) 当施設もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を維持しがたい重大な事情が認められた場合。
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合。

(事業者からの契約解除)

第25条 当施設は、契約者又は利用者が以下の事項に該当した場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を維持しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 契約者による、第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、当施設の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(精 算)

第26条 第22条第1項(1)号から第(6)号により、本契約が終了する場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第15条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

第27条 当施設は、利用者、契約者又は連帯保証人からの短期入所生活介護に関する苦情等に対する受け付ける窓口を設置して、迅速かつ適切に対応しサービスの向上及び改善に努めます。

- 2 当施設は利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益は扱いません。
- 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第28条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、当施設は契約者、連帯保証人と誠意をもって協議するものとします。

改版記録

(履歴は管理台帳による)

第6版 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(連帯保証人の負担極度額)

※連帯保証人（代理人）の本契約から生じる利用者の債務を負担する

極度額 _____ 円を限度とします。

(契約書署名欄)

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者等が署名捺印し、事業者が記名押印のうえ、利用者および事業者が各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 住所 秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12
事業者名 社会福祉法人若美さくら会
特別養護老人ホーム和幸苑
代表者名 理事長 大淵 金広 印

利用者（甲） 私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（乙） 私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

※この欄は、甲に意思能力が認められることを前提に、筆記能力のみが欠けている場合に署名の代行を明らかにするためのものです。甲に意思能力が欠けている場合には、別途後見人の選定を行う必要があります。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係（ _____ ）

立会人 私は、乙の代行する行為に関し正当であると確認するため、この契約に立ち会いました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係（ _____ ）

代理人との関係（ _____ ）